

千葉市下水道接続指導審査会設置要綱

(設置)

第1条 公共下水道の接続指導を適正に実施するため、建設局に下水道接続指導審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号。以下「規則」という。）第1条の7に定める申請（以下「猶予申請」という。）及び第1条の8に定める審査に関すること。
- (2) 規則第1条の9に定める排水設備設置猶予現況届（以下「現況届」という。）に関すること。
- (3) 千葉市下水道接続指導要綱第3条に定める特別な指導に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 建設局下水道企画部長
- (2) 建設局下水道企画部下水道経営課長
- (3) 建設局下水道企画部下水道営業課長
- (4) 建設局下水道施設部下水道整備課汚水対策担当課長

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、建設局下水道企画部長とする。
- 3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長がやむをえない理由によりその業務を行えない場合は、建設局下水道企画部下水道経営課長が会長の職務を代理する。

(審査会の開催)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、開催することができない。
- 3 審査会の議事に関し、審議する案件に利害関係を有する委員があるときは、その委員は、当該案件の審議に加わることができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(猶予申請の審査基準等)

第7条 審査会は、次項から第7項に定める基準により、第2条第1号に係る議事を審査し、猶予の可否を決するものとする。

- 2 規則第1条の6表1の項「排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な

事情があること。」の審査基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により排水設備を設置すべき者（以下「設置義務者」という。）が個人の場合、設置義務者と同じ世帯に属する者全員の所得の合計額—扶養人数×100万円の算式で得た額（以下「審査基準額」という。）が500万円以下の場合、猶予するものとする。
- (2) 法第10条第1項の規定により設置義務者が法人の場合、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄の基準に該当する場合は、猶予するものとする。

資本金等の額	法人市民税（法人税割）
資本金等の額が5億円以上の法人	147,000円未満
資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人	135,000円未満
資本金等の額が1億円以下の法人	123,000円未満

- (3) 前2号に該当しない場合は猶予しないものとする。

3 規則第1条の6表2の項「法第2条第1号に規定する汚水が浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）により処理され、かつ、当該浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2に規定する技術上の基準に適合すること。」の審査基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第1条の7第1項第2号の規定により提出された検査の結果を証明する書類（以下「証明書類」という。）において、法定検査の結果が「適正である。」の場合は猶予するものとする。
- (2) 証明書類において、法定検査の結果が「おおむね適正である。」の場合は是正措置を行うことを条件として猶予するものとする。
- (3) 証明書類において、法定検査の結果が「不適正である。」の場合は猶予しないものとする。

4 規則第1条の6表3の項「排水設備を設置することにより、建築物に回復することのできない損害が生じ、又は生ずるおそれがあること。」の審査については、規則第1条の7第1項第3号に定める書類に基づき、必要に応じて第9条で定める事務局（以下「事務局」という。）が現地調査を実施し、収集・作成した資料を併せて審査会で個別に可否を決するものとする。

5 規則第1条の6表4の項「土地の地形又は建築物の構造により、排水設備の設置が困難な事情があること。」の審査については、規則第1条の7第1項第4号に定める書類に基づき、必要に応じて事務局が現地調査を実施し、収集・作成した資料を併せて審査会で個別に可否を決するものとする。

6 規則第1条の6表5の項「建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。」の審査の基準及び方法は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第1条の7第1項第5号に定める書類により現に空家である場合及び排水設備の無い小屋等の建築物である場合等、汚水が排出されないことが明らかである場合は、猶予するものとする。

- (2) 前号に該当しない建築物においては、規則第1条の7第1項第5号に定

める書類に基づき、必要に応じて事務局が現地調査を実施し、収集・作成した資料を併せて審査会で個別に可否を決するものとする。

7 規則第1条の6表6の項「建築物が近く除外される予定があること。」の審査の基準及び方法は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第1条の7第1項第6号に定める建築物の使用計画書により、おおむね2年以内に建築物の使用を中止し、その後当該建築物の除去を予定している場合は、猶予するものとする。

(2) 前号に定める期間を超えて使用するが、数年後に当該建築物を除去することが、計画上明らかな場合は、審査会で個別に可否を決するものとする。

8 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、審査会の開催に代えて、専決権者の決裁により猶予の可否決定ができるものとする。

(1) 第2項第1号乃至第3号に該当する場合

(2) 第3項第1号乃至第3号に該当する場合

(3) 第6項第1号に該当する場合

(4) 第7項第1号に該当する場合

9 前項の決裁は、委員全員の合議、承認又は決裁を要するものとする。

(現況届の審査等)

第8条 前条第2項、第3項及び第8項の規定は、第2条第2号による現況届の承認の可否について決する場合に、これを準用する。

(事務局)

第9条 審査会の事務局は建設局下水道企画部下水道営業課に置き、審査会の庶務等処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。